

本年10月より前に必要な事務等

企業主導型保育施設において、本年10月より前に必要な事務及び実施する時期の目安については、以下のとおり。

 1. 利用者への無償化のお知らせ（8月中）

利用者に対し、幼児教育・保育の無償化についてお知らせを行う。また、無償化の対象となるために、利用者において必要な手続き等について案内する。

 2. 利用料の設定（8月～9月中）

企業主導型保育施設において、本年10月以降の利用料を設定する。

※従前の利用料の金額が「利用者負担相当額」より高額である等の理由により、引き続き利用料を徴収する場合には、利用者に対し、金額・徴収の理由・用途について書面の交付等により説明し、同意を求めることが望ましいと考えますので、施設において適切な対応をお願いいたします。

 3. 無償化の対象となる児童の決定・通知（9月中）

無償化の対象となる児童を決定し、利用者に対し、契約書の更新や利用料変更に係る書類の交付を行う等により、無償化の対象である旨の通知を行う。

 4. 3歳～5歳児の利用者への副食費の取扱いの変更のお知らせ（8～9月中）

3歳～5歳児の利用者に対し、本年10月以降、副食費が施設による徴収となることについてお知らせを行う。また、副食費の徴収額について、給食の提供に要する材料の費用を勘案して定め（徴収額は4,500円を目安）、利用者に対しその用途・額・理由を書面で明示した上で説明し、同意を求める。

 5. 市町村への利用状況の報告（8～9月上旬）

利用者の居住する市町村に対し、本年10月1日時点の利用児童（予定）の氏名・住所・生年月日等の報告を行う。

※「一時預かり事業（一般型）」「病児保育事業」を実施している場合

 6. 市町村への「確認」の申請（市町村において定められた期日）

市町村において、施設等利用給付の対象施設に求めている基準を満たしていることを把握（確認）する必要があることから、施設所在地を管轄する市町村に対し、「確認」の申請を行う。

（具体的な申請手続きは、市町村に確認すること。）

※「一時預かり事業（余裕活用型）」のみを実施している場合には、上記の手続きは不要。